

## 第 6 回企画・運営委員会議事概要

|          |  |
|----------|--|
| 日 時      | 平成 25 年 2 月 14 日(木) 19 時 00 分～21 時 00 分  |
| 場 所      | 保健センター 2 階 研修室   |
| 出席者      | 委 員 徳永幸夫、井上仁、坂上京子、鈴木太、土谷浩也、三谷一恵、<br>一色隆輔、篠原繁雄、山本淑子<br>事務局 市民文化ホール等整備課 田辺課長補佐、今村課長補佐、<br>中山係長、加地係長、福田係長、佐藤、<br>空間創造研究所 米森 |
| 公開・非公開の別 | 公開   |
| 非公開の理由   |  |

### (協議概要)

| 項 目                    | 協議概要   |
|------------------------|--|
| ■会議の成立について             | ○委員長:企画・運営委員 12 名中 9 名出席過半数の出席を確認したので委員会は成立。   |
| ■会議の公開、非公開について採決       | ○委員長:本日の議題が「企画運営基本計画(案)について」であり、非公開とする議題ではないので公開。  |
| ■第 5 回企画・運営委員会議事概要について | ○事務局:第 5 回企画・運営委員会議事概要について説明。  |
| ■企画・運営基本計画(案)について      | <p>&lt;貸館事業について&gt;</p> <p>○委員長:今回は「貸館事業について」から協議する。</p> <p>○空間創造研究所:資料「市内既存施設における利用規則」について説明。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民会館川之江会館、土居文化会館の利用規則の確認のため用意。</li> <li>・どちらの施設も基本的には利用したい方、団体は誰もが利用できるとしている。</li> <li>・ただし、資料のとおり「公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき」は使用を許可しないなどの利用制限を設けている。</li> <li>・利用料金は、土居文化会館は市外の人が利用する場合 30%加算することや、入場料を徴収する場合は使用料を加算するなどの規則を設けている。</li> </ul> <p>&lt;これまでのように施設を借りたい人は誰でも OK!について&gt;</p> <p>○空間創造研究所:提出済み意見の中では、基本的に借りたい人は誰もが</p> |

借りることができるようにという意見ではあるが、条例に規定されているような制限は継続して設けるという方向でよいか。

○委員長：他に意見はないか。「一定のルールの中で OK」の「一定」の範囲とは。

○委員：基本的には誰もが OK でよいと思うが、時としてホール側が都合よく判断でき、状況によっては断ることができるという規則は必要では。

○委員：柔軟に対応するという事は大切である。ただ、貸館事業の中で物品の販売等が入ってくると、市内業者にも迷惑を掛けることとなるので物品販売の使用を認めることはいかなるものかと思う。そういうことも考慮しなければいけない。

○委員長：もつともだと思う。このことについては次の項目で議論したい。

○委員長：幅広く開放すべきと考えるが、公共施設なので特定営利団体、特定宗教団体などの制限・禁止の規制は必要と思う。

○委員：「もちろん OK」としたが、幅広い人たちに使っていただきたい気持ちはある。土居・川之江両会館の利用規則にあるように、常識に反するような人には貸せない。弾力的な運用を求めたい。

○委員長：結論としては、原則としてできるだけ幅広い方の利用に対応する。ただし必要のある部分については一定の規則を設ける。という方向性でよろしいか。

<ある一定の施設貸出規則を設けたほうが良い？(どんな規則が考えられるか)>

○空間創造研究所：他の施設の市民利用に対する優先予約の配慮を行っている事例を紹介。このホールについてはどの様に考えていくべきかご意見をいただきたい。

資料「施設利用申込に係る優先・先行予約について」説明

・他市の事例では優先予約制度を設けているところがある。

・豊橋市は施設の施設の設置目的に合致した事業を対象に先行予約を受け付け。一般の予約は利用日の 12～14ヶ月前だが、優れた舞台芸術、優れた伝統芸能、優れた音楽芸術公演等については利用日の 14～16ヶ月前に先行予約を受け付けている。

・長久手町は市民優先予約を設定。一般は 12ヶ月前からに対し、市民利用は 13～15ヶ月前から優先的に受け付け。長久手町の場合は市外利用者の割合が多く、市内利用者の割合を超えている。市内利用を促進させるため今年度より導入。

・所沢市も市民優先予約として市民団体の優先枠を設け、特定の月の特定の日については市民利用優先枠として確保し、市民が優先的に予約することができるというシステムを設けている。

・新潟市は、ホールを全部使用するなら 18ヶ月前、部分的な利用なら 13ヶ

|  |  |
|--|--|
|  | <p>月前と、多く利用する方には優先的に予約を受け付ける。</p> <p>○委員長:豊橋市の例の中で「優れたものであるかどうか」かはどう判断するのか。</p> <p>○空間創造研究所:豊橋市では利用者が具体的な企画・中身を詳細に記載した申請書を提出し、申請書受付時に面談する。専属のプロデューサーや、本格的な劇場で活動してきた制作スタッフが申請書の中身について協議し判断するというシステムをとっている。</p> <p>世田谷パブリックシアターは外部の専門家を含めた理事会的な部分で審査している。</p> <p>○委員長:申請書が提出された段階で、その都度一件ごとに判断していくのか。市民の予約を受け付けた後で非常に高度な自主事業を呼ぶことになった場合、先に受け付けていた市民優先予約を取り消すことができるのか。</p> <p>○空間創造研究所:活動に優劣を付けることとなるので市民優先予約を取り消すような判断はしない。あくまで市民優先予約を受け付けした団体の利用が優先される。しかし一定の規制を設け、優先予約を取った団体は必ず使用しなければならず、キャンセルは認められていない。</p> <p>○委員長:市民優先というのは一度受け付けると他のものには目を向けない。市民団体のレベルの高い低い関係なく受け付けたものを優先するという考え方か。</p> <p>○空間創造研究所:部分的に判断するのではなく、市民を優先するというシステムを作るという、姿勢を示すスタンスである。</p> <p>○委員:市民優先予約は市民が優先となると思うが、四国中央市にホールを作ることで、市民を優先としていくのか、それとも四国中央市の地の利を活かして外部からいろいろな団体に来てもらうのか。外部から来てもらうのであれば市民優先にしてしまうと入りづらくなると思うので、優先予約というのは外部の人が使いにくくなる懸念がある。豊橋市の判断について、良いものであれば優先されることは危険だと感じる。申請した団体が認められなかった場合、利用者の心情を考えると次から使ってもらえないのでは。利用がすごく多いところでは必要かもしれないが、このホールには必要ないのでは。</p> <p>現在川之江会館では、使用料の減免措置があり学校団体であれば無料で使用できる。できれば減免措置についても検討していただければ学校団体は使用しやすくなるので検討を。</p> <p>○空間創造研究所:豊橋市は、事業が優れているかどうかや芸術性の高い低い判断ではなく、あくまでも施設の設置目的に合致しているかどうかで判断している。舞台芸術や音楽や芸術文化を活用した青少年の育成事業などについては積極的に先行予約を受け付けている。それによって施設の特性を対外的にアピールしている。例えば芝居をしたいという時に高校生、プロがそれぞれ来て優れていないからダメだという判断ではない。</p> |
|--|--|

減免制度については、今後利用区分についての項目があるのでそこに反映できるようにご意見をいただきたいと考えている。

○委員長:他の施設でも減免制度を設けているのか。

○空間創造研究所:設けている施設や一切設けていない施設もある。市の内部の行事についても減免対応している施設や、関係なく受益者負担を求めている施設もある。指定管理者制度の中で利用料金を指定管理者の収入にすることができる利用料金制度があるが、減免対応ばかりしていると利用料金収入がなく指定管理者の運営していくための基礎体力が保てなくなる。そのような状況になって減免措置をなくしたという例もある。

○委員:自主事業と貸館事業との調整について、例えば貸館で14ヶ月前から予約を受け付けている場合、自主事業を計画したが、先に貸館予約があり、自主事業と重複した場合、どのように調整しているのか。

○空間創造研究所:基本的には自主事業というのは、貸館開始前に組み立てられている場合が多い。ある一定の事業についてはすでに劇場側が押さえている場合が多い。

所沢市の場合は枠として設けている。例えば8月の何日から何日までの間を市民優先利用枠として設け、そこを利用したい方は市民を優先に利用してもらえるようにしている。自主事業を行うということは施設の設置目的を果たすことが最大限の目的であるので、施設の設置目的を果たす事業が最優先に行われるという整理が行われている。

○委員長:営利事業が予定されていて、同じ日に後から予定された自主事業が重なった場合、自主事業のために最初に申し込んでいた営利事業の予約を取り消すということではできないのか。

○空間創造研究所:できないということではなく、受付の段階で調整を行うので、そういうことは起こらないし、起こってはならない。同じ日に重なった場合は先に受け付けした方が利用する。同日に申し込みが重なった場合は抽選などで決める。

○委員:自主事業をしっかりとやっていくということをこの会でも確認している。どういった市民文化ホールにしていくのかをしっかりと持つべき。まず自主事業は優先できっちり行っていく。市民にもできるだけ享受してもらえよう借りやすいシステムを考えることが大切である。市民が使いにくいものではない。市民文化ホールのこういう方向に持っていくんだという姿勢はくずさずに運営側は考えていかなければならない。自主事業は一番最初に固めるべきであり、その次に貸館があると思う。そのバランスはこれから考えていくべき。

○委員長:今日のこの場ではどこまでの結論を出すべきか。

○空間創造研究所:本日で、すべて決めるとは思っていない。後日意見をいただいてもいい。最終的に意見を総合的に判断して素案に盛り込むこととなる。優先利用についての資料を用意したが、これをどうするかということでは

なく、他の施設ではこのようなことを行っているという紹介である。

同じ日に予約が重なった場合、優先順位をつけるシステムを作るのかどうかという問題もある。みなさんも他の施設の事例を調べていただき、この会で提出していただいてもいい。

○委員：規則や優先順位は必ず必要となる。それよりもオープンしてから少なくとも1年は満室となり、必ず予約が重なると思う。具体的に規則ときちんとした体制をとっていないと市民から批判を受けることになる。それを跳ね返すぐらいの規則と体制をとっていないと非常に難しいと思う。それに向けて早く組織を作るべきである。

プレ事業やオープニングイベントも先に決まっていなくてこれも自主事業となる。自主事業も職員が企画していくこととなると思うが、他の業務より優先してできるのか。三島会館、川之江会館は自主事業を行っていない中で、職員を中心に行っていこうとしている。うまくいくはずがないと思う。基本計画の協議を早く終えて、組織を決定する次のステップへ早急に進むべきと思う。

○委員長：次回以降もっと詳細な部分を固めていく機会は用意されるのか。

○事務局：今回は基本計画ということで大枠のラインについて皆さんからご意見をいただいているところであり、詳細部分については実施計画の段階で決めていくこととなる。今回については詳細でなく方向性を決めるものでありみなさんから意見をいただき判断していく。

《まとめ》

○委員長：対象者の一定の制限は設ける。優先順位についても今後システムを考えていくという方向性としてほしい。

<広報・宣伝・営業活動について>

○空間創造研究所：資料説明。

・広報・宣伝活動の目的は、市民文化ホールの認知度の向上と文化事業への集客・参加の促進。また市民文化ホールの存在を広く知らせる「施設広報」と文化事業等の事業内容を告知する「事業広報」がある。インターネット等の様々な情報技術を効果的に活用するとともに紙媒体等も活用し広く一般に情報を届けられるよう工夫する。

・営業活動については多くの人にホールを利用してもらえるよう行う活動である。文化事業のチケットの営業や貸館営業がある。

・もう一つ、施設にお金を呼び込むための活動も営業活動のひとつである。外部から資金を調達するための活動も行う必要がある。可児市の例では企業から協賛金を集めているが、それは事業に対する協賛金ではない。有名な公演等、子どもたちが高い入場料を支払うことは難しいので、企業に対して子どもたちに手を差し伸べられるようなシステムを作っている。協賛金はチケット代金に変わり、企業は施設にお金を払っているという意識ではなく子どもたちを支援している意識となる。このような活動もひとつの外部資金調達で

ある。このような活動を行いながら、地元企業との結びつきを強固なものにしていくというのが営業活動にも求められる。

○委員：確認だが、市民文化ホールの建設目的のひとつとして、三島・川之江会館の老朽化があるが、ホールが建設されると川之江会館はいつ使用中止となるのか。

○事務局：はっきりとしたことは言えないが、基本的にはホール建設後取り壊すことになる。現在、どのような跡地利用をするのかを都市計画課で検討を始めている。文化ホールが建設されて長くは残らないだろう。

○委員：川之江高校で予約を取ろうとしたときに地域で年配の方が行っているカラオケ大会とよく重複するので質問した。川之江会館が地域のコミュニティーの集合場所となっていて、よく利用されている。年配の方たちが利用する施設がなくなってしまうのでは。新しいホールが完成した時にそのような形で利用できるのかということに気にするのでは。利用料金の面も含めてであるが、このような催しならば利用できると、きちんと地域の年配の方たちにも情報が行き渡るようにしなければ。地域のコミュニティーが失われる危険性もあるのでそういうところも気にしながら広報活動を行っていかねばならない。

○委員長：市外の広報活動は不要という意見があるがその意図は。

○事務局：こちらの意見は本日欠席の委員からいただいたものである。

○委員：大きなイベント等のチケットを売らなくてはいけない時には市外への営業活動は必要でないか。チケット料金でホールの運営を行っていくので営業活動は必須である。営業活動は市の職員が行うのか。

○委員：当然市の職員が行う。

○委員長：開館後数年間は直営である。

○委員：営業についての研修が必要であるが、難しいのでは。

○委員長：大丈夫である。

○委員長：当市だけでなく、周辺市にもほぼ同等規模のホールが3年から5年のうちに建設される。その中で、個性を出していくためには何をすればいいのかと考えると「交流」というキーワードをこのホールの基軸に据えないと他のホールとの競争の中で埋没してしまうと思う。四国中央市にこれだけの個性のあるホールがあるということを対外的に知らせることも必要である。その中でこんな事業があるということを知らせることも必要である。競争を考えると市内のことだけではなく市外への周知も必要である。

近隣市の状況はどうか。市内だけを対象に広報活動を行っている施設はあるのか。

○空間創造研究所：当然市域対象で活動を行っている所もある。いろいろな考え方に基づいての対応を検討していく。近隣市の状況は組織が成り立っているわけではないので今の段階ではわからない。建物がいくら素晴しくてもそれだけで発信力が上がるものではない。運営方法や事業の質が全国に知

れ渡るようになる。

○委員：人の交流は必要である。松山、高松など遠方のホールとの連携も求めたい。移動公演などでうまく連携しているホールも全国的に多いので考えていく必要がある。

全国的な大会等があった場合の予約の方法は。

○空間創造研究所：基本的には貸館事業でなく、自分たちの事業として、もしくは共催事業として行うことが多い。先ほどあった自主事業の場合と同じで施設側が前もって押さえている。

○委員長：広報・宣伝・営業活動は必要であると思う方は挙手を。  
(挙手多数)

《まとめ》

○委員長：広報・宣伝・営業活動は必要であり、積極的に行う。

<何をセールスポイントにするのかについて>

○委員長：「このホールの何をセールスポイントとするのか」の意見について

○委員：市民文化ホールの何をセールスポイントとするのかというのは誰を対象とするのかということになる。基本的に市民を対象とするわけなので、売る必要はないのでは。市外の人たちに何かを求めても、この市民文化ホールを利用しないのでは。市外の人が行うイベントは四国会議や、企業のイベントなどに限られると思う。市民文化ホールを売る必要もないだろうと思う。

ホールの中身、練習室やリハーサル室などはそれなりの機能を持った良いものとなっている。ただしすべての諸室が同時に使える、会議室も小ホールもリハーサル室も一度にすべて使えるというのは全国的にも少ないと思う。このホールのセールスポイントといえばこのような所だと思う。

ホールのハードではなく運営(ソフト)をセールスポイントにして、そこに焦点を絞って営業活動を行っていくべき。

○委員長：このホールの地の利は近隣市にあるホールより有利であると思う。「ホールは人の心を救い癒し感動を与える大事な機関」という意見について。

○委員：地域の人たちに必要とされて初めて公共ホールといえるのではないのかと思う。ホールに来たことで癒し感動を与えるような中身(運営)の部分が大切である。

<配布資料の説明>

○空間創造研究所：また、お気づきの点があれば事務局にご意見を頂きたいと思う。そのためにも残りの資料の説明をさせていただく。

・資料の説明

○委員：イベントとはどういったものか。

○空間創造研究所：施設の完成前に施設の存在を周知するために行うイベントである。3月17日に行う市民文化ホールシンポジウムもイベントの

|             |   |
|-------------|---|
| <p>■その他</p> | <p>ひとつである。このような事業を重ねていくことにより、そこに携わる市民の方々を増やしていくとか市民の意識を上げていくためのイベントがプレイベントである。他市の事例では、ラッピングバスを走らせたり、ホール完成時に企画や運営のお手伝いをしていただける方々を育てるワークショップを継続し、オープンに向かって行っていくこともプレイベントである。</p> <p>簡単に言うと建物が出来る前に建物に関連した様なイベントをプレイベントという。</p> <p>○事務局：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2月25日兵庫県立芸術文化センターの視察について</li> <li>・素案についての意見がある方は事務局まで連絡してほしい。</li> <li>・3月17日の市民文化ホールシンポジウムについて</li> </ul> <p>(閉会)</p> |
|-------------|---|